

緊急・重要

令和2年5月21日

東京SR経営労務センター  
社会保険労務士会員各位

東京SR経営労務センター  
会長 川崎 秀明

### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 労働保険料等の納付猶予の特例について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新期間が8月31日まで延長されるとともに、事業に係る収入に相当の減少があった事業主については、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができる「特例措置」が実施されることとなりました。

皆様の受託事業所の中で、この特例措置を申請する際は、委託事務組合である当センターを経由し、必要書類を労働局に提出することになりますが、申請にあたりましては、以下の各事項にもご留意いただくようお願い申し上げます。

#### <留意事項等>

- 1 猶予の要件や申請書等の必要書類については、厚生労働省ホームページに掲載されている資料等を参照し、申請すること。

#### 〔厚生労働省ホームページ〕

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>労働保険の適用・徴収>新型コロナウイルス感染症関連情報

又は

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10647.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html)

- 猶予の要件等については、「特例猶予の申請の手引」を参照すること。
- 申請書は、「労働保険等納付の猶予申請書(継続事業(一括有期事業を含む。)用)」を必ず画面コピーで使用すること。

- 2 申請書の記載方法や添付書類の内容等に関する問い合わせは、当センターでは対応できないので、了解願いたいこと。

- 3 納期限までの申請が必要となることから、全期又は第1期分については、延長後の納期限となる本年8月31日までの申請が必要となるが、疑義照会や事務処理期間等も考慮し、8月20日（木）までに当センターに到着するよう申請書等を提出すること。
- 4 申請書には、事業主印の押印が必要となるため、押印漏れに留意すること。
- 5 申請書の「労働保険事務組合／社会保険労務士」欄については、当センターで配付している「事務組合の規格印」を押印すること。なお、当センターの事務組合表示及び会長印の押印は、東京労働局担当部署と調整し、欄外の余白部分を利用することとしたこと。
- 6 申請時の添付書類については、前記1の厚生労働省ホームページの「特例猶予の申請の手引」の2ページ目に記載されている《申請書の記載にあたり根拠となる書類》の該当箇所のコピーを提出することとなるが、準備することが難しい場合は、その旨、「メモ」（任意の用紙で可。）を添付すること。
- 7 申請書の記載等に不備がある場合や申請内容の確認が必要となる場合には、後日、東京労働局担当部署から問合せなりが行われることとなるが、その際、当センターでは該当する事業所の状況等の把握ができないことから、各会員の事務所に誘導することとなるので、了解願いたいこと。
- 8 申請書等の当センターへの提出方法については、郵送による提出をお願いしたいこと。

### 労働保険料等の納付猶予に係る申請手続きの流れ

